

4. 事後調査項目及び手法

(1) 調査項目

建設工事中の環境への影響を把握するために、以下に示す項目の調査を実施した。

調査項目	建設工事中	
	海域工事	陸域工事
大気質 (NO _x , NO ₂ , SO ₂ , SPM)		
廃棄物、発生土	-	
工事用車輛運行台数	-	

なお、以下の項目については、夢洲地区工事、トンネル内の隔壁等工事実施状況に照らし、適用外であることから、調査は行わないものとした。

調査項目		建設工事中		適用
		海域工事	陸域工事	
水質	海域(濁度)		-	沈埋工事中 ^{*1}
	陸域(水質汚濁防止法及び大阪市下水道条例の項目)	-		工事排水を公共用水域又は下水道に放流する期間中
騒音、低周波空気振動				騒音:新桜島、舞洲、咲洲の工事中(オープンカット工法)並びに夜間工事中 ^{*2} 低周波空気振動:沈埋工事の大型作業船稼
振動		-		新桜島、舞洲、咲洲の工事中(オープンカット工法)
地盤沈下		-		咲洲のオープンカット工法部並びに、新桜島、舞洲、夢洲の駅部及びオープンカット工法部におけるシールド工事、開削工事で掘削を行っている期間中
動物・植物・鳥類・生態系			-	沈埋工事中

*1 濁度調査は、濁りの発生が考えられる沈埋工事(埋戻工、床掘工)や咲洲地区の護岸復旧工事(基礎工事、本體工、裏込・裏埋工)の作業中に適用。

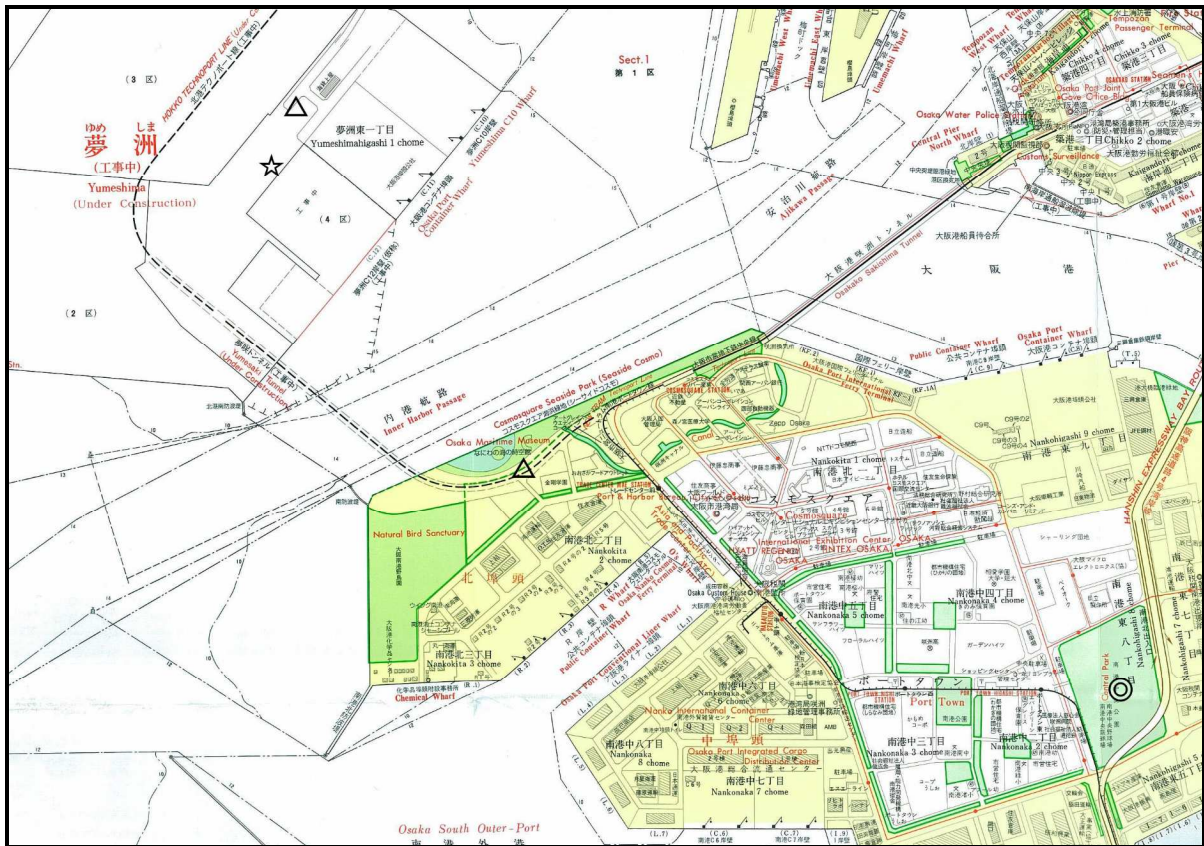
なお、沈埋工事、咲洲地区の護岸復旧工事は平成19年度に完了している。

*2 夜間騒音の調査地点は咲洲内の2地点(大阪南港野鳥園、南港中5丁目付近)であり、事後調査の対象となる夜間工事は基本的には沈埋工事である。

(2) 調査内容

各調査項目における、調査頻度、調査時期、調査方法、調査地点は、以下に示すとおりである。

区分	調査項目	調査頻度	調査時期	調査方法	調査地点
大気質	二酸化硫黄 (SO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 窒素酸化物 (NO _x) 浮遊粒子状物質 (SPM)	常時	工事中	環境基準に定める方法	図2参照 〔 : 南港中央公園局〕
交通量	車輛運行台数	4回 / 年	工事中	工事区域出入台数の計測	図2参照〔 〕
廃棄物・発生土	建設発生土の発生量 及び搬出量	全量調査	工事中	土量計測による	図2参照〔 〕



記号	調査項目	地点数
	大気質	1
	交通量	2
	発生土搬出量調査	1

図2 調査地点位置概要図

(3) 調査日時

各調査項目における、工事実施の状況を勘案した調査日時は以下に示すとおりに実施した。

区分	調査項目	調査日時	調査回数	調査時期	調査方法	調査地点
大気質	二酸化硫黄(SO ₂) 二酸化窒素(NO ₂) 窒素酸化物(NO _x) 浮遊粒子状物質(SPM)	平成20年4月1日～平成21年3月31日 (速報値)	常時	工事中	環境基準に定める方法	図2参照 (: 南港中央公園局)
交通量	車輛運行台数	1: 夢洲地区側：平成20年 5月 9日 咲洲地区側：平成20年 5月26日 2: 夢洲地区側：平成20年 8月22日 咲洲地区側：平成20年 8月20日 3: 夢洲地区側：平成20年11月20日 咲洲地区側：平成20年11月17日 4: 夢洲地区側：平成21年 2月24日 咲洲地区側：平成21年 2月26日	4回/年	工事中	工事区域出入台数	図2参照()
廃棄物・発生土	建設発生土の発生量 及び搬出量	平成20年4月1日～平成21年3月21日	全量調査	工事中	土量計測による	図2参照()

*注：本年度、発生搬出土の搬出・埋戻等を行ったのは平成21年3月21日までであり、工事は同年3月25日で終了した。

5. 事後調査結果

(1) 大気質（速報値）

調査項目	調査結果		管理目標
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値の2%除外値	0.013ppm	工事が影響 が認められ ないこと
	日平均値が0.04ppmを超えた日の有無	無し	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間の有無	無し	
	日平均値が0.04ppmを超えた日が、2日以上 連続したことの有無	無し	
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値の98%値	0.050ppm	
	日平均値が0.06ppmを超えた日の有無	無し	
窒素酸化物 (NO _x)	年平均値	0.042ppm	
	日平均値の98%値	0.114ppm	
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値の2%除外値	0.061mg/m ³	
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日の有無	無し	
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間の有無	無し	
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が、2日以上 連続したことの有無	無し	

調査日時：平成20年4月1日～平成21年3月31日

調査地点：南港中央公園局（大阪市の大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局））

【参考：調査項目の環境基準】

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

1. 「大気の汚染に係る環境基準」(昭和48年、環境庁告示第25号)より
2. 環境基準の評価方法は次のような短期的評価と長期的評価がある。

・短期的評価（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質）：測定を行った日についての1時間値の1日平均値、または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

・長期的評価（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質）：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

・長期的評価（二酸化窒素）：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から98%目に当たる値（1日平均値の98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

<p>評 価</p>	<p>調査地点（南港中央公園局）における各調査項目の平成 20 年 4 月～21 年 3 月（12 ヶ月分）までの測定結果は次のとおりであった。</p> <p>二酸化硫黄（SO₂）については、日平均値や 1 時間値が環境基準を超える日はなく、短期的評価を達成していた。また、年間における日平均値の 2%除外値は 0.013ppm で、長期的評価を達成していた。</p> <p>二酸化窒素（NO₂）については、年間における日平均値の 98%値は 0.050ppm で、長期的評価を達成していた。</p> <p>浮遊粒子状物質については、日平均値や 1 時間値が環境基準を超える日はなく、短期的評価を達成していた。年間における日平均値の 2%除外値は 0.061mg/m³ で、長期的評価を達成していた。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいものと考えられる。</p> <p>今後も事業の実施にあたっては、事後調査計画に基づき大気質への影響の把握に努めるものとする。</p>
------------	---

(2) 交通量（車輛運行台数）

（単位：台/日）

調査年月日 （調査時間）	車輛の種類	夢洲地区側				咲洲地区側	
		夢洲地区陸上工事		隔壁等工事		隔壁等工事	
		運行台数	台数合計	運行台数	台数合計	運行台数	台数合計
A: 平成20年5月9日 （7:00～17:00） B: 平成20年5月26日 （7:00～17:00）	ダンプトラック	120	188			0	16
	トレーラトラック	12				16	
	ミキサ車	42				0	
	その他（4t車両含む）	14				0	
A: 平成20年8月22日 （7:00～17:00） B: 平成20年8月20日 （7:00～17:00）	ダンプトラック	112	168	0	2	0	54
	トレーラトラック	18		0		2	
	ミキサ車	18		0		50	
	その他（4t車両含む）	20		2		2	
A: 平成20年11月20日 （7:00～17:00） B: 平成20年11月17日 （7:00～17:00）	ダンプトラック	0	164	0	0	18	18
	トレーラトラック	16		0		0	
	ミキサ車	132		0		0	
	その他（4t車両含む）	16		0		0	
A: 平成21年2月24日 （7:00～17:00） B: 平成21年2月26日 （7:00～17:00）	ダンプトラック	36	292	0	0	6	20
	トレーラトラック	10		0		6	
	ミキサ車	240		0		8	
	その他（4t車両含む）	6		0		0	

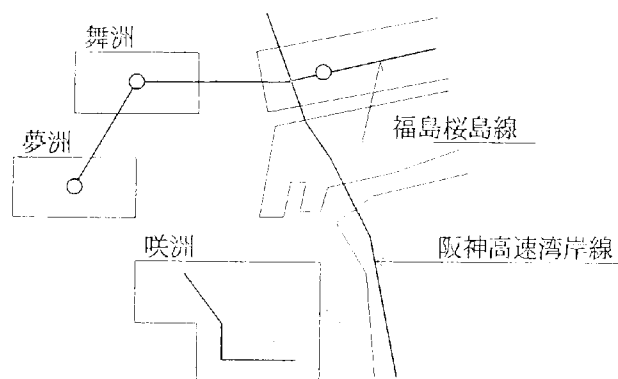
- 注：1. 調査年月日について、Aは夢洲地区側を、Bは咲洲地区側を示す。
 2. 車両の種類「その他」は、クレーンやポンプ車等を含む。
 3. 箇所について：平成20年5月時点では咲洲側からしかトンネル内に入れないため、咲洲側でのみ調査を実施。

評価	<p>交通量の調査結果は、建設工事区域出入口において、平成20年5,8,11月、平成21年2月の4回測定した結果である。</p> <p>工事用運搬車両は、夢洲地区側（夢洲地区陸上工事と隔壁等工事の合計）では164～292台/日、咲洲地区側（隔壁等工事）では16～54台/日であった。いずれも環境影響評価書における予想交通量（【夢洲地区】舞洲～新桜島間310台/日、舞洲～夢洲間452台/日、【咲洲地区】咲洲内道路334台/日）を下回っていた。</p>
----	---

【参考：工事用運搬車両の運行ルート別交通量(評価書抜粋)】

対象道路	工事用運搬車両(台/日)	
福島桜島線	68	
舞洲内道路	舞洲～新桜島間	310
	舞洲～夢洲間	452
咲洲内道路	334	
阪神高速湾岸線	72	

注：網掛け箇所が、今回該当する。



(3) 廃棄物・発生土（建設発生土）

【陸上部の掘削土砂】

管理目標値（咲洲、夢洲、舞洲、此花の各地区合計）					
予定値：総発生土量（総掘削量）約190万 m^3					
うち	<table border="1"> <tr> <td>搬出土量</td> <td>約150万m^3</td> </tr> <tr> <td>埋戻土量</td> <td>約40万m^3</td> </tr> </table>	搬出土量	約150万 m^3	埋戻土量	約40万 m^3
搬出土量	約150万 m^3				
埋戻土量	約40万 m^3				

（咲洲）

調査地点	発生搬出土量（ m^3 ）		
	平成13年6月 ～平成19年3月	平成19年4月 ～平成21年3月	合計
咲洲開削工事区間	575,738	-	575,738

（夢洲）

調査地点	発生搬出土量（ m^3 ）		
	平成17年11月 ～平成20年3月	平成20年4月 ～平成21年3月	合計
夢洲開削工事区間	104,633	6,789	111,422

注：咲洲地区の発生搬出土量には、汚泥110,022 m^3 （平成13年度～平成18年度）を含む。
この汚泥は、軟弱な工事区域の土質に対して、施工の安全性を確保するために採用した次の工法等により発生したものである。

掘削時における孔壁の崩壊を防ぐため、安定液を供給しながら掘削する工法
埋戻層の上部孔壁の崩壊を防ぐためのSMW工法
沖積層の土膨れを防ぐためのRJP工法

評 価	<p>これまで陸上工事を実施している咲洲地区における発生搬出予定土量は、576,000m^3の見込みであるが、平成19年3月に工事が終了しており、発生搬出土量は、575,738m^3で予定土量の範囲内であった。</p> <p>夢洲地区における発生搬出予定土量は、592,000m^3の見込みであるが、平成21年3月までの発生搬出土量は、111,422m^3であった。</p> <p>よって両地区合計では、発生搬出予定土量1,168,000m^3の見込みに対し、平成21年3月までの発生搬出土量は687,160m^3であり、予定土量を下回っている。</p> <p>発生土のうち残土については、夢洲の埋立材などとして再利用し、汚泥については廃棄物として適正に処分している。</p> <p>今後、残土はできるだけ埋め戻しに使用し、搬出しなければならない残土については夢洲の埋立材として利用する。また、廃棄物については適正に処理していく。</p>
-----	---

注：夢洲地区から発生する発生予定土量は878,000 m^3 （うち埋め戻し286,000 m^3 ）で、発生搬出予定土量は592,000 m^3 の見込みである。

【海上部の浚渫土砂】

管理目標値	
予定値:総量約130万m ³	

年度	工事名	搬入期間	土量(m ³)	年度計(m ³)
14	大阪港夢洲トンネル夢洲側立坑部築造工事	4/9～5/27	51,363	51,363
15	大阪港夢洲トンネル沈埋部トレンチ等浚渫工事	4/23～2/25	379,365	379,365
16	大阪港夢洲トンネル沈埋部トレンチ浚渫	5/12～9/24	275,522	275,522
17	大阪港夢洲トンネル沈埋部護岸(二次)撤去工事	6/30～7/22	21,090	55,946
	大阪港夢洲トンネル沈埋部(3・4号函)沈設等工事	8/3～8/25	21,744	
	大阪港夢洲トンネル沈埋部(1・2号函)沈設工事	8/29～9/30	13,112	
18	大阪港夢洲トンネル沈埋部(5・6号函)沈設等工事	10/4～11/1	20,188	45,627
	大阪港夢洲トンネル沈埋部(7・8号函)沈設等工事	11/6～12/13	25,439	
浚渫土砂合計			807,823	

評 価	<p>海上部の浚渫は沈埋函工事が平成 19 年度で終了した。浚渫による最終発生土砂量は 807,823 m³ (平成 14 年度から平成 18 年度に発生) で、当初予測量の 1,300,000 m³を下回っている。</p> <p>発生土砂は、全量を夢洲地区における埋立材として利用している。</p>
-----	--

6 . 保全対策の履行状況

環境影響評価項目（建設工事）		環境保全対策	履行状況
建設機械の稼働（土地の改変・浚渫工事に伴う建設機械の稼働を含む）	大気質 騒音 振動 自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り低公害型の建設機械を採用する。 ・必要に応じて防音シートなどの対策を講じる。 ・不要なアイドリングを停止する。 ・建設機械の稼働時間帯の調整を行う。 ・低騒音の工法の採用 ・作業船における良質燃料の使用 ・粉じん対策の実施（仮囲いの設置、散水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型もしくは排出ガス浄化装置を装着した低騒音、低振動型の杭打機、掘削機などの建設機械を採用した。 ・これまでの工事では防音シートは敷設していないが、上記対策により建設作業騒音及び振動の管理目標値を遵守して工事を実施した。 ・不要なアイドリングは停止した。 ・建設機械の同時稼働台数が多くならないよう稼働時間帯を調整した。 ・咲洲の土留め鋼管矢板の打設に全旋回掘削及びアースドリル掘削を用いるなど、低騒音の工法を採用した。 ・平成 14 年 11 月途中より実施した発生残土の海上運搬の作業船及び浚渫船は良質燃料（A 重油）を使用した。 ・粉じん対策として適宜、仮囲い設置、散水を実施した。
工所用運搬車両の運行	大気質 騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土はできるだけ埋め戻しに使用して外部への運搬量を低減するとともに搬出先は夢洲の埋立地とする。 ・工所用運搬車両の運行は、できるだけ住宅地内を走行しないよう高速道路を利用するなどルート選定を行うとともに分散を図る。 ・不要なアイドリングを停止する。 ・過積載の防止を図る。 ・車両出入り口にタイヤ洗浄施設を設置する。 ・工所用運搬車両の分散化 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土は可能な限り外部への運搬量を低減した。また外部への搬出先は夢洲の埋立地とし、工所用車両による環境への負荷等を考慮して、平成 14 年 11 月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の輸送手段を直接海上運搬に変更した（平成 19 年 3 月終了）。 ・咲洲地区の工事に係る工所用運搬車両の運行は、できるだけ住宅地内を走行しないようルート選定を行い、同ルートを使用した。 ・不要なアイドリングは停止した。 ・過積載を防止した。 ・車両出入り口にタイヤ洗浄施設（咲洲側）・タイヤ洗浄装置（夢洲側）を設置し、工所用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないようにするとともに、散水などにより路面の清掃を行った。 ・工所用運搬車両の運行台数が予測値を上回らないよう工程調整を行った。なお、前述のように平成 14 年 11 月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の搬出を陸上輸送から直接海上輸送へと変更した（平成 19 年 3 月終了）。

環境影響評価項目（建設工事）		環境保全対策	履行状況
土地の改変・浚渫工事	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事による海水の濁り等に関して、できる限り汚濁防止膜を展張するとともに適切な環境監視を行いながら慎重に工事を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止枠を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行った（平成 19 年度で終了）。
	地下水 土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区域から搬出しなければならない掘削残土について、性状を分析し関係法令に基づいて適正に処理する。 ・ 工事期間中、適切な地下水調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在工事を実施している区域において発生した残土については、あらかじめ性状分析を行い、適正に処理した。 ・ 事後調査における土壌調査のうち 2 区及び 4 区の 1 箇所については、平成 16 年度に実施し、その結果を報告した。 ・ 地下水調査を計画している夢洲地区の 2,3,4 区のうち、2,4 区の地下水調査については平成 16 年度に実施し、その結果を報告した。
	地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺区域において問題を生じさせないよう適切な構造や工法を採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺区域に問題を生じさせないよう適切な構造や工法を採用しており、沈下量についても事後調査計画に基づき監視することとしている。 ・ 事後調査のうち、咲洲オープンカット部における調査については本事業の影響について問題のない旨の結果を報告した（平成 19 年度で終了）。
	廃棄物・残土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削残土はできるだけ埋め戻しに使用し、搬出しなければならない残土は夢洲の埋立材として利用する。 ・ 建設工事により発生する廃棄物は、発生の抑制を図るとともに、発生したものはリサイクルに努める。 ・ シールド工事については、できる限り掘削土を残土として利用できる工法を選定することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削残土は可能な限り外部への運搬量を低減した。また、外部への搬出先は夢洲の埋立地とし、工事用車両による環境への負荷等を考慮して、平成 14 年 11 月途中より咲洲地区からの一部の掘削残土の輸送手段を直接海上運搬に変更した（平成 19 年 3 月終了）。 ・ 建設工事により発生する廃棄物は発生の抑制を図った。また、発生したものはリサイクルを行った。止むを得ず発生した汚泥は廃棄物として適正に処理した。また、海上部での浚渫土砂についても、「海洋汚染及び海上災害に関する法律」の判定基準を超過した土砂を除いて、当該地区における埋立材として利用した。 ・ 「海洋汚染及び海上災害に関する法律」の判定基準を超過した夢洲 2 区の土砂（土量：211m³）については、管理処分場へ適正に輸送・処分し、その概要については平成 19 年度年報で報告した。 ・ シールド工事の段階に至っていない。
	動物 植物 生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間中、工事区域周辺の海水の濁りの監視を行いながら慎重に施工する。 ・ 夜間工事時の照明器具には、遮光板やルーバーを取り付け野鳥園の鳥類への影響を低減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止枠を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行った（平成 19 年度で終了）。 ・ 本年度は咲洲での工事はなかったが、咲洲での工事において止むを得ず日没後に照明を使用し、作業を実施した際には、野鳥園の鳥類などへの影響を軽減するために照明器具の方向等を調整している。

7. 市長の意見に対する都市計画決定権者の見解及び履行状況

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械の採用や建設機械の稼働時間帯の調整、作業船における良質燃料の使用に努めること。また、適切な粉じん飛散防止対策を講じること。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、残土搬出車両の運行時間帯の調整等に努めるとともに、残土を埋戻材等に一層活用することにより、走行台数の削減を図ること。 ・建設工事中における大気汚染対策を事後調査計画書に示すとともに、大気質への影響の把握に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 	<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械の採用や建設機械の稼働時間の調整、作業船における良質燃料の使用に努めることとする。また、粉じん飛散防止対策としては、周辺地域に影響を及ぼさないよう掘削工事に伴う粉じんの飛散防止として散水を行うことや、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないよう洗車や路面の清掃に努めることとする。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、残土搬出車両の運行時間帯の調整等に努めるとともに、できるだけ残土を埋戻材等に活用することにより、走行台数の削減を図ることとする。 ・建設工事中における大気汚染対策については事後調査計画書に示すとともに、大気質への影響の把握に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 	<p>〔大気質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う影響の軽減のため、排出ガス対策型の建設機械などの採用や建設機械の稼働時間の調整を行い、作業船は良質燃料（A重油）を使用した。また、粉じん飛散防止対策として、周辺地域に影響を及ぼさないよう掘削工事に伴う粉じんの飛散防止として適宜散水を行い、工事用運搬車両のタイヤ等に付着した土を工事区域外に持ち出さないよう洗車（咲洲側、夢洲側）や路面の清掃を行った。 ・咲洲内の道路沿道への影響を軽減するため、一部の掘削残土の搬出を陸上輸送から直接海上輸送へと変更（平成14年11月途中～平成19年度3月）し、走行台数の削減を図った。 ・大気質への影響を軽減するため、不要なアイドリングを停止するなどの対策を講じて建設工事を実施した。
<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネルの工事においては、周辺海域において水質監視を行うとともに、可能な限り汚濁防止膜を展張するなど、水質への影響を軽減するよう配慮すること。 ・建設工事に伴う排水の処理にあたっては、放流水質の監視に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適宜報告すること。 	<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネルの工事においては、周辺海域において水質監視を行うとともに、可能な限り汚濁防止膜を展張するなど、水質への影響を軽減するよう配慮することとする。 ・建設工事に伴う排水は、下水道で処理できる場合は「下水道管渠施設の保全について」（大阪市下水道局）に準拠して適切に処置した後、下水道に放流し、下水道に放流できない場合は、沈砂池等により適切な処置を行い「水質汚濁防止法」に定められた排水基準を守り公共用水域に放流することとする。いずれの場合も放流水質の監視に努め、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適切な時期に報告することとする。 	<p>〔水質・底質〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋工事等の実施に伴い、汚濁防止枠を設置するとともに、濁りの発生が考えられる工事作業実施日について、作業海域周辺の水質（濁度）監視を行った（平成19年度で終了）。 ・建設工事に伴う排水は、下水道で処理できる場合は「下水道管渠施設の保全について」（旧大阪市下水道局）に準拠して適切に処置した後、下水道に放流し、下水道に放流できない場合は、沈砂池等により適切な処置を行い「水質汚濁防止法」に定められた排水基準を守り公共用水域に放流した。また、放流水質の監視を行い、問題のない旨、報告した（平成19年度で終了）。 ・建設工事中における水質保全対策の内容及び水質監視計画を事後調査計画書に示した。陸上の掘削工事に伴う排水の監視結果については既に報告した（平成19年度で終了）。
<p>〔地下水・土壌〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業から発生する残土については、処分前に適切に抜き取り検査を行い性状を報告すること。また、夢洲においては、埋立完了後に、地下水及び土壌の調査を行い、その結果を報告すること。 	<p>〔地下水・土壌〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業から発生する残土については、処分前に適切に抜き取り検査を行い、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の浚渫土砂に係る判定基準の項目の分析結果を報告することとする。また、夢洲においては、埋立完了後に地下水及び土壌の調査を行い、その結果を報告することとする。 	<p>〔地下水・土壌〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在工事を実施している区域において発生した残土については、あらかじめ性状分析を行い、適正に処理した。 ・地下水の事後調査のうち夢洲地区2,4区の調査並びに、土壌の事後調査のうち2区及び4区の1箇所については、平成16年度に実施し、その結果を報告した。

大阪市長の意見	都市計画決定権者の見解	履行状況
<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道換気施設の設置にあたっては、事前に設置場所周辺の土地利用計画や防音対策の内容等を十分検討し、影響の軽減に努めること、また、供用後に事後調査により、予測結果の検証を行うこと。 ・建設工事においては、低騒音型の建設機械や低騒音の工法の採用等に努めること。また、夜間工事における影響の軽減に配慮すること。 ・舞洲や新桜島駅周辺では、工事用車両が一般車両の走行の支障にならないよう配慮すること。 ・列車の走行に伴う振動については、供用後に事後調査により予測結果の検証を行うこと。 	<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道換気施設の設置にあたっては、事前に設置場所周辺の土地利用計画や防音対策の内容等を十分検討し、影響の軽減に努めることとする。また、供用後に事後調査により、予測結果の検証を行うこととする。 ・建設工事においては、周辺地域への影響を軽減するため、低騒音型の建設機械や低騒音の工法の採用等に努めることとする。また、夜間工事においても影響の軽減に配慮することとする。 ・舞洲や新桜島駅周辺では、工事用運搬車両が工事区域外に滞留しないように配慮し、一般車両の走行に支障のないようにする。また、渋滞対策等のため、工事工程を調整し、工事用運搬車両の分散化を図るものとする。 ・列車の走行に伴う振動については、供用後に事後調査により予測結果の検証を行うこととする。 	<p>〔騒音・振動・低周波空気振動〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道換気施設の設置工事に至っていない。 ・建設工事においては、周辺地域への影響を軽減するため、低騒音型の建設機械や低騒音の工法などを採用した。また、夜間工事は本年度はなかったが、極力実施回数を減らすよう配慮している。 ・舞洲や新桜島駅は着工に至っていない。 ・鉄道の供用に至っていない。
<p>〔地盤沈下〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤沈下に与える影響を極力抑えるような工法・対策を検討し採用するとともに、事業実施にあたっては適切な施工管理に努めること。また、地盤沈下の監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適宜報告すること。 	<p>〔地盤沈下〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤に与える影響を極力抑える工法・構造を採用するとともに、事業実施にあたっては、適切な施工管理に努めることとする。また、地盤沈下の監視計画を事後調査計画書に示し、監視結果については適切な時期に報告することとする。 	<p>〔地盤沈下〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工前に地盤調査に基づく解析、検討を十分行い、事業実施が周辺の地盤に与える影響を極力抑える工法・構造を採用した。事業実施にあたっては適切な施工管理に努めた。地盤沈下の監視計画は事後調査計画書に示した。 ・事後調査のうち、咲洲オープンカット部における調査については本事業の影響について問題のない旨の結果を報告した（平成19年度で終了）。
<p>〔廃棄物・残土〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シールド工事においては、できる限り掘削土を残土として利用できるよう配慮すること。 ・本事業の実施に伴う発生残土量、埋戻土量等については、適宜報告すること。 	<p>〔廃棄物・残土〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シールド工事については、できる限り掘削土を残土として利用できる工法を選定することとする。 ・本事業の実施に伴う発生残土量、埋戻土量等については、適切な時期に報告することとする。 	<p>〔廃棄物・残土〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シールド工事の段階に至っていない。 ・本事業の実施に伴う発生土搬出量は本報告書に記載した。
<p>〔動物・植物・生態系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネル工事の実施前後における海域生物等の調査計画を事後調査計画書に示し、調査結果については適宜報告すること。また、事後調査において、問題が生じた場合は適切な措置を講じること。 	<p>〔動物・植物・生態系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈埋トンネル工事の実施前後における海域生物等の調査計画を事後調査計画書に示し、調査結果については適切な時期に報告することとする。また、事後調査において、問題が生じた場合は適切な措置を講じることとする。 	<p>〔動物・植物・生態系〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の影響について問題のない旨の結果を報告した（平成19年度で終了）。